所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和８年１０月２３日

盛岡地方法務局　登記官　小　林　　敦

記

意見又は資料の提出先　盛岡地方法務局登記部門

本局（登記部門）　　令和８年度　別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
4000-2026-0043	八幡平市平笠第８地割４８番	墓地	27
4000-2026-0044 （4000-2023-0033）	紫波郡紫波町二日町字向山１７４番	墓地	346
4000-2026-0045 （4000-2023-0034）	紫波郡紫波町二日町字向山４６番	墓地	151